

第59回 尾張都市計画事業 小牧文津土地区画整理審議会

令和6年3月25日 午前11時10分～午前11時40分

本庁舎6階 601会議室

- 議題
- 1 正副会長の選出について
 - 2 議席順位の決定について
 - 3 議事録署名者の選任について
 - 4 その他

出席委員 牧野 裕人 鳥谷 学 横井 徳明 野中 隆司
野村 嘉彦 落合 育雄 宮田 孝洋 渡邊 学
水野 一夫 野村 嘉久

傍聴者 0人

事務局 鵜飼部長 長谷川課長 杉山主幹 上井庶務係長
伊岐見事業係長 山本換地係長 川畷補償係長
志村主事 堀技師

杉山主幹　　それでは、第59回尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理審議会を始めさせていただきます。

　　本日は、ご多忙の中、尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

　　まず初めに、お手元に配布した資料の確認をお願いします。

（資料確認）

（資料の不備等なし）

　　それでは、鵜飼都市政策部長から挨拶申し上げます。

鵜飼部長　　改めまして、皆さんこんにちは。

　　都市政策部長の鵜飼でございます。

　　本日はご多忙の折、また足元が悪い中、先ほどの付与式に引き続き、本審議会に出席を賜りまして誠にありがとうございます。また日頃より、審議会委員の皆様におかれましては、本事業をはじめ市政全般にわたりまして多大なるご支援とご協力をいただいておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

　　先ほどの市長の挨拶と同様にはなりますが、これから5年間、審議会委員としてお勤めいただくこととなります。よろしくお願いたします。またこちら先ほど市長よりご説明がありましたが、本土地区画整理事業につきましては事業の最終盤を迎えた局面となっております。このようなことから、まだ未整備である公共施設、また物件移転補償の交渉が難航している箇所もございます。我々事務局といたしましても事業推進に精一杯努力してまいり所存でございますので、委員の皆様におかれましても本審議会の場、また違う場でも事務局の各担当の職員からいろいろとご相談させていただくことがあろうかと思われませんが、その節にはどうぞよろしくお願いしたいと思います。

　　簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

杉山主幹　　区画整理課の職員につきましては、お手元の職員配置名簿にてご確認ください。

　　本日の出席委員は10名であります。規定により、本日の審議会は成立いたしました。

杉山主幹 議事運営については、会長あるいは副会長にお願いすることとなりますが、現在会長、副会長が空席となっております。

したがって、最初に会長を選出する必要がございます。

それまでの間については、事務局である区画整理課長を仮議長とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それでは、長谷川区画整理課長を仮議長として進めさせていただきます。

長谷川課長 仮議長を務めさせていただきます。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

ただ今から尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理審議会を開催いたします。

本日の議事日程については、別紙でお手元に配布しましたとおりであります。

日程第1「正副会長の選出について」を議題といたします。

審議会の会長については、土地区画整理法第61条第2項により、委員のうちから委員が選挙することになっております。

まずは、立候補をお聞きした後に、推薦があればお聞きをいたします。どなたか立候補はございませんでしょうか。

(特になし)

立候補はないようですので、推薦はございませんでしょうか。

落合委員 知識経験が豊富であり、人格も優れておられる野村嘉久委員を会長に推薦いたします。

長谷川課長 ただ今、落合委員より野村嘉久委員を会長にと推薦がありましたが、その他の推薦はございませんか。

(特になし)

無いようですので、当審議会の会長に野村嘉久委員を選出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。ご異議なしということですので、当審議会の会長は、野村嘉久委員に決定いたしました。

会長が決まりましたので、これで仮議長の職を解かせていた

できます。ご協力ありがとうございました。

杉山主幹

野村嘉久委員は会長席にご移動ください。

それでは、野村嘉久会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

野村会長

それでは一言ご挨拶を申し上げます。

この度の委員改選により、わたくし野村嘉久が会長を務めさせていただくことになりました。

ご案内のとおり文津地区の区画整理につきましては、事業開始以来25年を経過しており、今回の我々の任期を含めると30年となります。

困難な課題があることは存じますが、私どもの任期中になんとか、町名地番変更まで進むことができますよう、小牧市事務局と協議を重ね、前進できればと思っております。

以上を申し上げ、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

杉山主幹

会長、ありがとうございました。

それでは、会長が会務を総理することとなりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

野村会長

続きまして、副会長の選出を議題といたします。

事務局に選出方法についての説明を求めます。

山本係長

それでは、事務局から副会長の選出についてご説明をさせていただきます。

副会長につきましては、土地区画整理法第61条第5項の規定において、会長に事故がある場合にその職務を代理する者として、委員のうちからあらかじめ互選しておくものでございます。

野村会長

ただ今事務局から選出方法について説明がありました。

副会長の選出を行いたいと思いますが、立候補はございませんでしょうか。

(特になし)

立候補は無いようですので、私から推薦させていただきます。水野一夫委員を推薦したいと思いますが、その他に推薦はございませんでしょうか。

(特になし)

無いようですので、水野一夫委員を副会長に選出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、当審議会の副会長は水野一夫委員に決定いたしました。

水野一夫委員は副会長席へご移動ください。

それでは、水野副会長からご挨拶をいただきますのでよろしくお願いいたします。

水野副会長 おはようございます。水野一夫です。

皆様委員様のお力添えをいただきまして進めさせていただき
ます。よろしく申し上げます。

野村会長 ありがとうございます。

続きまして、日程第2「議席順位の決定について」を議題と
いたします。事務局に説明を求めます。

山本係長 それでは議席順位の決定について、ご説明させていただきます。
委員の席順は、小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱の
第2条におきまして、あらかじめ会長が定めることとなっております。

次第の1枚をめくっていただきまして、審議会委員名簿がご
ざいですが、こちらをご覧ください。

議席順位は現在空白となっております。ただ今会長及び副会
長が決定いたしました。本審議会委員の定数は10名でござい
ますので、まず会長の議席番号は最後の10番とさせていただ
き、副会長の議席番号を9番とさせていただきます。

次に他の委員の方の議席番号の決定方法につきましては、抽
せんにて決めさせていただきます。ただ今から、事務局が抽せ
んの番号札をお持ちいたしますので、1番から8番の番号を引
いていただき、議席番号を決めさせていただきます。

なお、引く順番に関しましては、ただ今ご着席いただいでお
ります順にてお願いいたします。

それでは抽せんを始めさせていただきます。

(抽せんにより議席番号決定)

抽せんの結果をご報告いたします。

1 番、牧野 裕人 委員

2 番、鳥谷 学 委員

3 番、横井 徳明 委員

4 番、野中 隆司 委員

5 番、野村 嘉彦 委員

6 番、落合 育雄 委員

7 番、宮田 孝洋 委員

8 番、渡邊 学 委員

9 番、水野 一夫 委員

10 番、野村 嘉久 委員 となります。

以上で議席順位の抽せん結果の報告とさせていただきます。

野村会長 ただいま事務局より議席の順位につきまして報告がありましたが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議席順位につきましては、報告のとおり決定いたしました。

次回の審議会からは、議席の順番にてご着席くださいますようお願いいたします。

続きまして、日程第3「議事録署名者の選任について」を議題といたします。

選任の方法については、会長の指名により行いたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって会長において指名することに決しました。

議事録署名者に1番 牧野 裕人委員、2番 鳥谷 学委員を指名いたします。

続きまして、日程第4「その他」に入ります。

その他で何かございますか。

山本係長 その他といたしまして、小牧文津土地区画整理審議会の役割についてご説明をさせていただきます。

今回の改選で初めて委員になられた方もおられますので、今

一度ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、配布資料のうち、「土地区画整理審議会の役割」と書かれた資料をご覧ください。

1の「土地区画整理審議会とは」でございますが、市が土地区画整理事業を施行する場合におきまして、土地区画整理法に基づき設置されるものであり、その委員は施行地区内の地権者を代表し、執行者である市が仮換地の指定など、地権者に対して重大な利害関係がある処分を行う場合に関しまして、意見を事業に反映させることが主な役割となっております。

次に、「土地区画整理審議会の権限について」でございますが、審議会の権限につきましては、土地区画整理法第56条第3項に、「審議会は換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について、区画整理法に定める権限を行う。」と規定されております。権限とは具体的な事項といたしまして、審議会の意見を聴かなければならない事項と、審議会の同意を得なければいけない事項があり、資料には小牧文津地区における審議内容の主なものを記載させていただいております。

(ア)の審議会の意見を聴かなければならない事項でございますが、①から③につきましては、換地計画に関する事項になりまして、縦覧に供すべき換地計画の作成や変更、また、縦覧に供した換地計画について、権利者から提出された意見書の審査にあたり、ご審議をいただくものであります。

④につきましては、仮換地の指定や変更を行うにあたり、ご審議をいただくものであります。

⑤につきましては、保留地予定地を公開抽せんによらず、随意契約で処分する場合におきまして、ご審議をいただくものであります。

続きまして、(イ)の審議会の同意を得なければ必要な事項でございますが、①につきましては、評価員として、土地又は建築物の評価について経験の有する者5名を選任するにあたりまして、ご審議をいただくものであります。評価員は、土地等の評価を適正、妥当なものとするための諮問機関であります。

②につきましては、土地区画整理法に定められる公益性の高

い土地につきまして、その位置や地積等に特別な考慮を払い、換地を定める場合などにおきまして、ご審議をいただくものがあります。

③につきましては、保留地予定地を定めようとする場合におきまして、ご審議をいただくものであります。

続きまして、3の「土地区画整理審議会の議事運営について」をご説明させていただきます。議事運営については、土地区画整理法や小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱に基づき、進めさせていただきますこととなります。

資料には主なものを記載しております。先ほど選任いただきました会長は、審議会を代表し、議事等の会務を総理していただきます。また、会議は委員の半数以上の出席で成立いたします。委員が発言する際は挙手いただき、会長の指名があつてから発言していただきます。

また、会議は個人情報等を含む内容を除き、原則公開となり、議事録も市のホームページなどで公開されますので、ご承知おきください。

以上、簡単ではございますが、土地区画整理審議会の役割についての説明とさせていただきます。

野村会長 説明が終わりました。これにより質疑に入りますが、何かご質問はございますでしょうか。

(特になし)

無いようですので質疑を終了します。

ただいまの報告の他にその他として何かございますでしょうか。

山本係長 その他といたしまして、もう1件、今後の審議会の予定についてご報告させていただきます。

次回の審議会につきましては、年度変わりまして4月から5月頃に開催を予定しており、新年度の事業計画などについても具体的にご報告させていただく予定をしております。現時点で日時が決まっておりませんので、時期が近づきましたら、日時、場所、内容等の詳細を文書でご案内させていただきますので、

よろしく申し上げます。以上となります。

野村会長 ありがとうございました。

 その他何かございますでしょうか。

 (特になし)

無いようですので、終了いたします。

それでは本日は長時間に渡り慎重にご審議いただきありがとうございました。本日の審議会はこれにて終了とさせていただきます。ありがとうございました。